

作成年月日	令和3年12月1日
作成部局	企画県民部県民生活局交通安全室

「横断歩道 歩行者優先宣言」賛同事業所の募集

横断歩道を渡っている歩行者が巻き込まれる重大な交通事故が後を絶たちません。特に、信号機のない横断歩道では、歩行者が渡ろうとしても車がなかなか止まらない現状があります。

そこで、ドライバーに横断歩道での歩行者優先意識を徹底していただくため、事業者には協力をお願いし、「横断歩道 歩行者優先宣言」制度を新たに行います。

賛同いただいた事業所には、県知事と連名の「横断歩道 歩行者優先宣言書」を発行します。また、賛同事業所名について、兵庫県、兵庫県警ホームページで掲載させていただきます。

事業所においては、宣言を行うことで所内における横断歩道での歩行者優先への取組を進めていただきます。

1 募集開始日

令和3年12月1日（水）

2 募集内容

(1) 対象

県内の事業所

（トラック、タクシー、バスの運輸・運送関連事業所のほか、業務車両を所有する全ての事業所）

(2) 募集要領

別紙のとおり

(3) 応募先

- ① 兵庫県企画県民部県民生活局交通安全室（県ホームページから応募）

URL https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk15/oudanhodou_hokousyayuuusen.html

※ 郵送・FAXによる応募もできます。

- ② 兵庫県警察 各警察署交通課（窓口への持ち込み）

【今回、制度を創設する背景】

県下の交通事故は本年10月末現在、死者数が88人と前年比で8人増加していることに加え、横断歩道上で歩行者の死亡事故が多くなっています。

また、民間調査*では、兵庫県は信号機のない横断歩道での歩行者横断時に約6割近くの車が止まらない結果となっています。

* JAF（一般社団法人日本自動車連盟）公表（令和3年10月18日）

「信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査」

【問い合わせ先】 兵庫県企画県民部県民生活局交通安全室 [TEL:078-362-3879](tel:078-362-3879)

「横断歩道 歩行者優先宣言」募集要領

1 目的

ドライバーの横断歩道での歩行者優先意識を徹底するため、事業者が「横断歩道 歩行者優先宣言」を行い、宣言書を事業所等に掲示するとともに、その内容を実践していただくことにより、社会全体で横断歩道での歩行者を優先する意識の向上を促していく。

2 対象（県内の事業所）

トラック、タクシー、バスの運輸・運送関連事業所などのほか、業務車両を所有する全ての事業所

3 宣言の内容

※ 兵庫県知事との連名による宣言書となります。

※ 宣言書を事業所内の目につきやすい場所に掲示していただくとともに、所内での歩行者優先をはじめ安全運転を実践する取組を行っていただきます。

4 応募方法

(1) 兵庫県交通安全室への応募

兵庫県ホームページに掲載の賛同書（様式1号）に必要な事項を記入（入力）していただき、応募先までメール又はFAXで送付してください。

後日、賛同書に記入されたご住所に、宣言書を郵送します。

(2) 警察署交通課窓口（交通総務係）における応募

賛同書をお近くの警察署へお持ち込みいただき、申し込むことができます。

賛同書をお持ちでない場合、窓口の警察官に申し出てください。

後日、警察署から宣言書をお渡しします。

5 募集開始日

令和3年12月1日（水）から

6 応募先

〒650-8567（固定郵便番号のため住所の記載を省略できます）

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部県民生活局 交通安全室（県庁2号館2階）

TEL：078-362-3879（直通）

FAX：078-362-4465

MAIL：kotsuanzen@pref.hyogo.lg.jp

※ 以下のページに掲載の賛同書（様式1号）を使用してください。

URL https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk15/oudanhodou_hokousyayusen.html

「横断歩道 歩行者優先宣言」賛同書

横断歩道における交通事故ゼロを目指すため、「横断歩道 歩行者優先宣言」の趣旨に賛同し、兵庫県知事との連名による宣言書の発行を依頼するとともに事業所内での取組を実践します。

なお、兵庫県、兵庫県警察ホームページに本宣言にかかる事業所名を公表することに同意します。

令和 年 月 日

事業所名 (支店、支所名含む)					
業種名	業	従業員数	人	車両台数 (二輪含む)	台
所在地	〒				
電話番号					
メールアドレス (パソコン)					
代表者ご役職			代表者名		
担当者名			ラミネート加工 要否(宣言書)	要	不要

※ 宣言書交付後に社印などを押印される場合は、ラミネート加工の不要に○印を記入してください。

※ ラミネート加工要否のいずれにも○印がない場合は、加工した宣言書をお渡します。

以下のアンケートにご回答をお願いします。

1 宣言により、事業所内でどのような周知、徹底を図っていただけますか。

2 その他、実施する取組や予定がありましたら記入をお願いします。

御賛同ありがとうございます。